

## 令和5年9月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		4
内 訳	新規制定	0
	一部改正	3
	廃止	1

### 1 長野市吏員年金及び一時金給与条例を廃止する条例

担当課	総務部職員課
理由	吏員年金及び一時金を廃止することに伴い、廃止するもの
施行期日	公布の日

### 2 長野市手数料条例及び長野市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課
理由	旅館業法（以下「法」という。）の一部改正により、市が新たに行うこととされる法に基づく事務に係る手数料を徴収すること及び当該事務に係る規定を整備することに伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 長野市手数料条例の一部改正</p> <p>法の規定により営業者が旅館業を譲渡する場合における当該旅館業の許可を受けた地位の承継（以下「地位の承継」という。）の承認申請に対する審査事務に係る手数料を1件につき7,700円とするものと定める。</p> <p>(2) 長野市旅館業法施行条例の一部改正</p> <p>ア 法の規定により地位の承継の承認に係る旅館等の設置場所が条例で定める社会教育に関する施設その他の施設（以下「社会教育施設等」という。）の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、市長がその設置によって社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認め、当該承認をしないことができるときに、法の規定により営業者が旅館業を譲渡する場合を加える。</p> <p>イ 法の規定により市長が社会教育施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の旅館等につき地位の承継の承認をする場合において、あらかじめ、その旅館等の設置によって社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて社会教育施設等の設置者の区分に応じて条例で定める者に対して意見を</p>

	求めなければならないときに、法の規定により営業者が旅館業を譲渡する場合を加える。
施行期日	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

### 3 長野市立学校設置条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課
理由	長野市立中条中学校を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市立学校から長野市立中条中学校を除く。
施行期日	令和8年4月1日

### 4 長野市火災予防条例の一部を改正する条例

担当課	消防局予防課								
理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、改正するもの								
主な内容	<p>(1) この条例の規定による位置、構造及び管理に係る基準等（以下「基準等」という。）によらなければならない急速充電設備を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。）</td> <td>電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものにコネクタを用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準等に、急速充電設備のうち、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）に係る基準を加える。</p> <p>(3) 基準等によらなければならない蓄電池設備の範囲を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアア</td> <td>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。）	電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものにコネクタを用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）	改正前	改正後	蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアア	蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電
改正前	改正後								
電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。）	電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものにコネクタを用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）								
改正前	改正後								
蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアア	蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電								

	<table border="1" data-bbox="486 230 1348 470"> <tr> <td data-bbox="486 230 917 470">ワー・セル未満のものを除く。)</td> <td data-bbox="917 230 1348 470">池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。)</td> </tr> </table> <p data-bbox="454 470 1364 560">(4) 基準等に、蓄電池設備は地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることを加える。</p> <p data-bbox="454 560 1364 705">(5) 劇場等消防長が指定する場所において、「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設ける場合の当該図記号による標識に係る基準等を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="486 705 1348 907"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 705 917 750">改正前</th> <th data-bbox="917 705 1348 750">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 750 917 907">消防長が定める標識とすること。</td> <td data-bbox="917 750 1348 907">国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合する図記号とすること。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="454 907 1364 1097">(6) 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備を設置しようとする者が、あらかじめ、当該設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない蓄電池設備から、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。</p> <p data-bbox="454 1097 1364 1142">(7) 厨房設備のうち、炭火焼き器の離隔距離を定める。</p>	ワー・セル未満のものを除く。)	池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。)	改正前	改正後	消防長が定める標識とすること。	国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合する図記号とすること。
ワー・セル未満のものを除く。)	池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。)						
改正前	改正後						
消防長が定める標識とすること。	国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合する図記号とすること。						
施行期日	公布の日。ただし、(1) 及び(2) については令和5年10月1日、(3) 、(4) 、(6) 及び(7) については令和6年1月1日						